

令和 7 年度 建設コンサルタント業務における総合評価落札方式 の取組方針について

大阪府が専ら管理する港湾若しくは海岸等に関する業務を対象とします。
(大阪港湾局のうち、計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当
及び泉州港湾・海岸部が発注する業務)

大阪港湾局では、価格及び品質が総合的に優れた調達を行うため、令和 2 年度から建設コンサルタント業務において総合評価落札方式を試行導入していますが、技術審査型及び技術提案型を継続して運用します。

なお、個々の案件の評価項目や評価基準については、入札参加申請者に交付する「技術審査資料作成要領」又は「技術提案書作成要領」を熟読願います。

1. 趣旨

総合評価落札方式とは、「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、企業や技術者の技術力等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定による）です。

2. 対象業務

事前に仕様を確定可能であるが、入札参加者の持つ「専門的知識・技術及び創意等」と「入札価格」とを合わせて評価することにより、業務の成果品の品質向上が期待できる全体計画、基本構想、事業計画、概略設計、予備・基本設計、詳細設計（高度な解析等を含む）及び調査・点検業務を対象とします。

3. 総合評価落札方式の種別

業務の難易度（技術的な工夫の余地）に応じて、「技術審査型」、「技術提案型」の種別があります。

（1）技術審査型

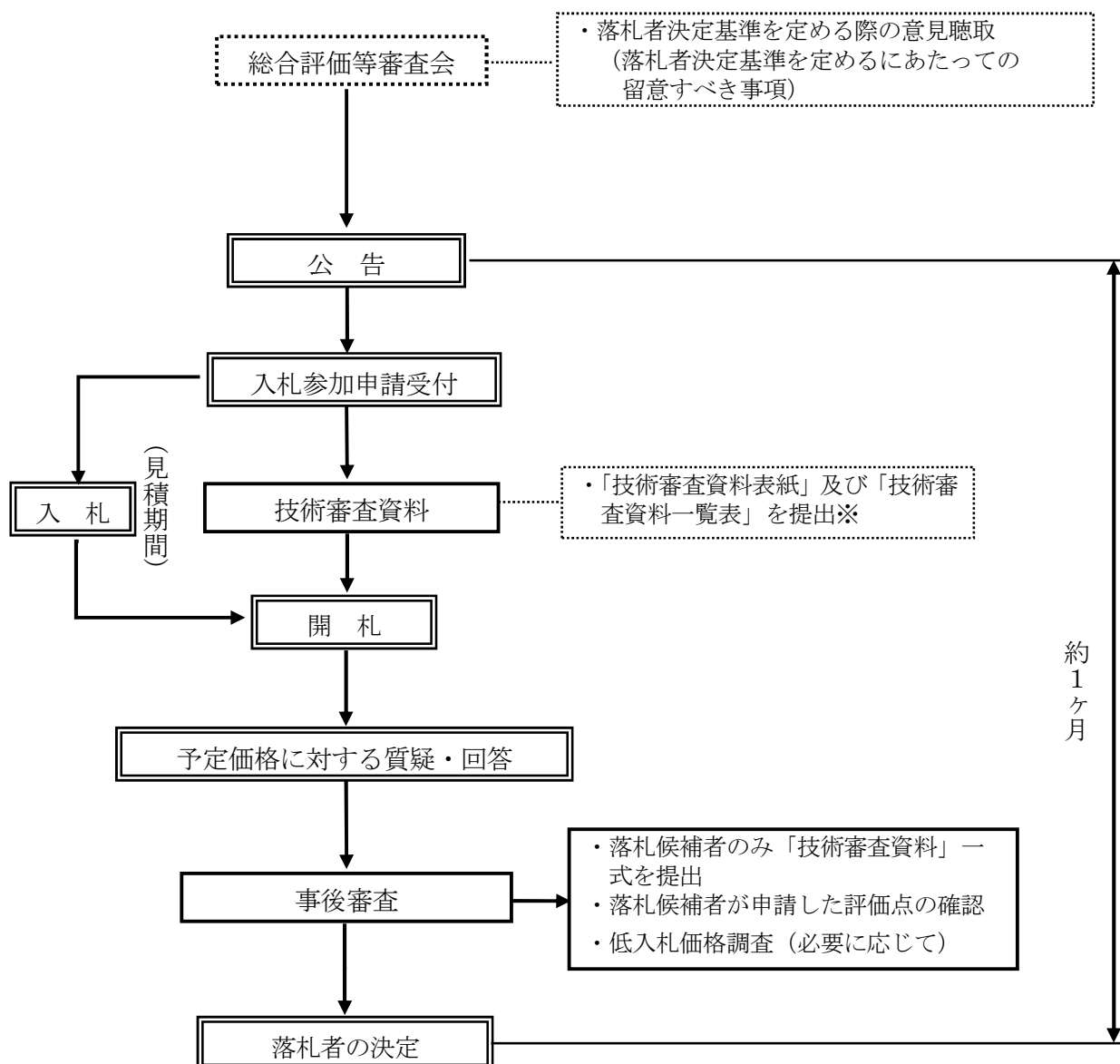
技術的な工夫の余地が小さい業務において、業務の確実性及び品質を確保する観点から、企業及び技術者の技術力として業務成績等の実績、業務実績、有資格者数等を評価します（技術提案は求めない）。

（2）技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい業務において、成果品の品質向上を図るため、発注者の求める業務内容を履行するための技術提案を求める場合に適用し、「適格性（理解度、業務の重要度を考慮、提案間の整合性）、実現性（内容の説得力、類似実績）及び独創性（新たな視点）等」の観点から技術提案を求めるものです。企業及び技術者の技術力として業務成績等の実績、業務実績及び有資格者数等を評価します。

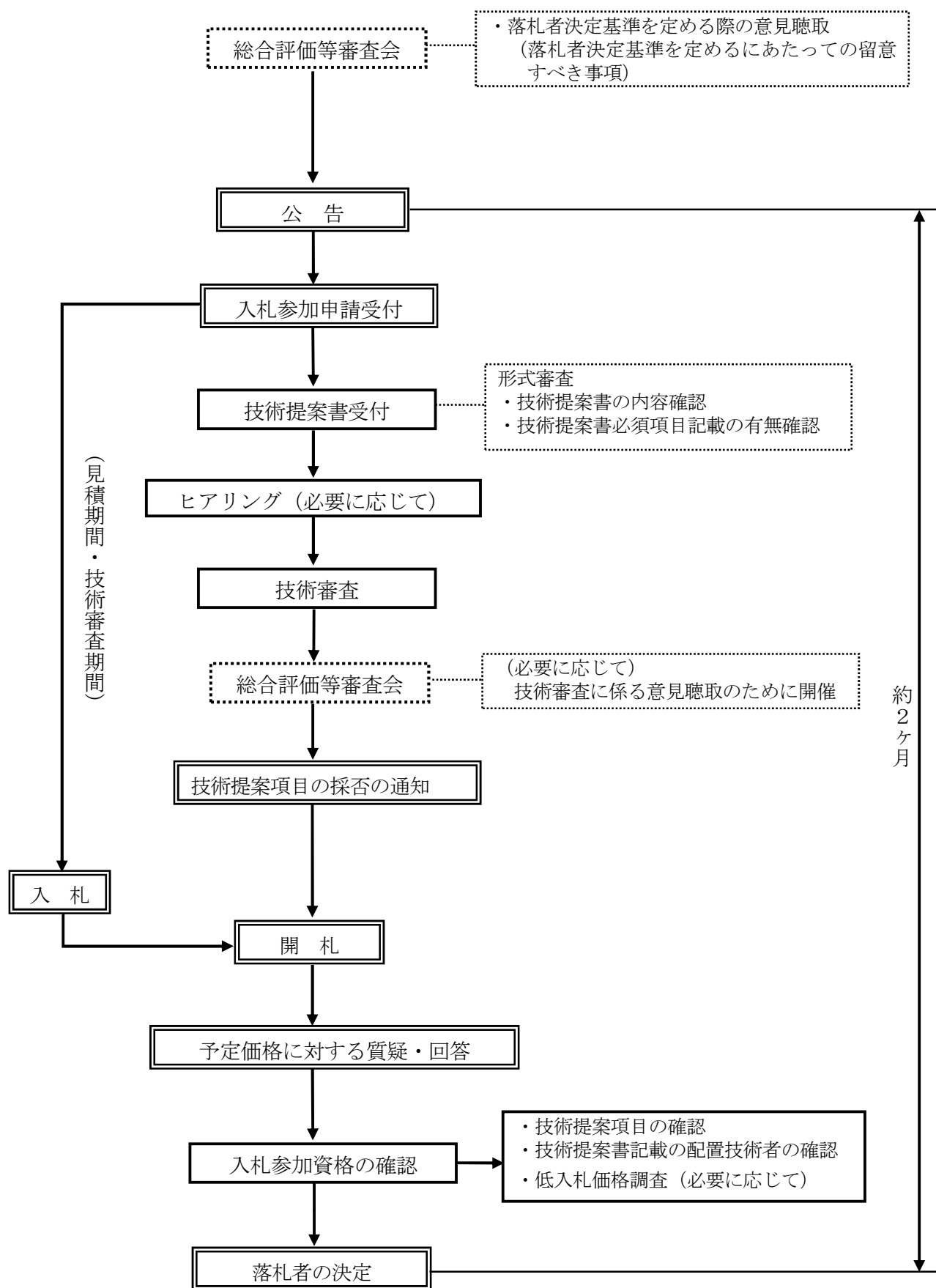
4. 総合評価一般競争入札手続の流れ

(1) 技術審査型



※ 5.(3)の評価項目に基づき、自己採点を行い、技術審査資料（表紙及び一覧表）を提出いただきます。なお、落札候補者のみ技術審査資料一式を事後審査時に提出し、評価項目の確認を行います。

(2) 技術提案型



5. 総合評価落札方式の審査・評価

(1) 技術審査型における審査・評価

技術審査型を適用する業務においては、企業の優良工事等表彰の有無、業務成績、業務実績及び配置予定技術者の業務成績・業務実績・保有資格等を評価することにより、発注者の指示する仕様に基づき、適切かつ確実に業務を遂行する能力を入札参加者が有しているか否かを確認します。

(2) 技術提案型における審査・評価

技術提案型を適用する業務においては、業務上の特定の課題等について入札参加者から技術提案を募り、成果品の品質向上を期待するものです。企業や配置予定技術者の業務実績等も評価します。技術提案内容についてヒアリングを実施することがあります。

(3) 技術審査型及び技術提案型の技術評価点

評価項目を評価し、下表の範囲で加算点を付与します。

評価項目		評価内容	評価基準		技術評価点	
					技術審査型	技術提案型
技術提案	的確性	理解度、業務の重要度を考慮、提案間の整合性	業務の内容によってその都度設定		—	業務内容によって評価項目別に配点 27.50
	実現性	説得力、類似実績			—	
	独創性	新たな視点			—	
業務実績等	入札参加者	優良工事等表彰受賞	選択	都市整備部長表彰、大阪港湾局優秀表彰、地方整備局長表彰、北海道開発局長表彰	2.00	1.00
				都市整備部事務所長等表彰、大阪港湾局優良表彰、近畿地方整備局（部長、事務所長）表彰	1.00	0.50
		優良な業務成績点	選択	80点以上3件以上	4.00	2.00
				80点以上2件	1.50	0.75
				80点以上1件	0.50	0.25
		業務成績点に係る減点	70点未満		-1.50	-0.75
		同種業務の履行実績	選択	5件以上	7.00	3.50
				4件	5.50	2.75
				3件	4.00	2.00
				2件	2.50	1.25
				1件	1.00	0.50
			選択	3件以上	3.00	1.50
				2件	2.00	1.00
				1件	1.00	0.50
		常駐有資格者数	建設部門の技術士【総合技術監理部門含】10名以上（*2）		3.00	1.50
			建設部門の技術士【総合技術監理部門含】5～9名（*3）		2.00	1.00

業務実績等	管理技術者	優良工事等表彰受賞	大阪府都市整備部(※7)、大阪港湾局(※8)、国土交通省地方整備局、北海道開発局における過去2年間の優良工事等表彰(配置技術者)の受賞の有無(契約1回限り)※ア	選択	都市整備部長表彰、大阪港湾局優秀表彰、地方整備局長表彰、北海道開発局長表彰	2.00	1.00
				選択	都市整備部事務所長等表彰、大阪港湾局優良表彰、近畿地方整備局(部長、事務所長)表彰	1.00	0.50
		優良な業務成績点	過去5年間(※4)の大阪府都市整備部(※7)、大阪港湾局(※8)、国土交通省地方整備局、北海道開発局、大阪広域水道企業団において管理技術者又は担当技術者として全期間従事した、同種業務の成績点(※1)	選択	80点以上3件以上	6.00	3.00
				選択	80点以上2件	4.00	2.00
				選択	80点以上1件	2.00	1.00
		業務成績点に係る減点	大阪府都市整備部(※7)、大阪港湾局(※8)の発注業務のうち前年度の業務成績点		70点未満	-4.00	-2.00
		同種業務の履行実績	過去5年間(※4)に受託して完成引渡が完了し、管理技術者又は担当技術者として全期間従事した業務成績点75点以上の同種業務実績の有無(※1)	選択	3件以上	7.00	3.50
				選択	2件	4.50	2.25
				選択	1件	2.00	1.00
		知識・技術力(資格)		選択	技術士(選択科目)又は総合技術監理部門(技術士の選択科目と同一科目)(※5)	3.00	1.50
企業 社会性	担当技術者※イ			選択	国土交通大臣の認定技術者及びRCCMの同一部門	1.00	0.50
		CPDへの取組	過去1年間におけるCPDの取得(※9)	選択	50ポイント以上	1.00	0.50
				選択	25ポイント以上	0.50	0.25
		同種業務の履行実績	過去5年間(※4)に受託して完成引渡が完了し、管理技術者又は担当技術者として全期間従事した業務成績点75点以上の同種業務実績の有無(※1)	選択	3件以上	5.00	2.50
				選択	2件	3.00	1.50
				選択	1件	1.00	0.50
		知識・技術力(資格)		選択	技術士(技術部門)又は総合技術監理部門(技術士の技術部門と同一部門)(※6)	3.00	1.50
				選択	国土交通大臣の認定技術者及びRCCMの同一部門	1.00	0.50
		CPDへの取組	過去1年間におけるCPDの取得(※9)	選択	50ポイント以上	1.00	0.50
				選択	25ポイント以上	0.50	0.25
	照査技術者	業務の履行実績	過去5年間に受託して完成引渡が完了し、管理技術者又は照査技術者として全期間従事した業務成績点75点以上の業務実績の有無	選択	5件以上	4.00	2.00
				選択	4件	3.00	1.50
				選択	3件	2.00	1.00
				選択	2件	1.00	0.50
				選択	1件	0.50	0.25
		知識・技術力(資格)		選択	技術士(選択科目)又は総合技術監理部門(技術士の選択科目と同一科目)(※5)	1.50	0.75
				選択	国土交通大臣の認定技術者及びRCCMの同一部門	0.50	0.25
		CPDへの取組	過去1年間におけるCPDの取得(※9)	選択	50ポイント以上	0.50	0.25
				選択	25ポイント以上	0.25	0.125
		地域貢献度	本店の所在地	選択	大阪府内	1.50	0.75
企業 社会性			大阪府内営業所常駐社員数	選択	大阪府外本店の場合、大阪府内営業所常駐社員数51名以上	0.50	0.25
		大阪府施策に対する取組	障がい者の雇用状況		障がい者の実雇用率が法定雇用率を超えている	0.50	0.25
合 計 点						55.00	55.00

※ア 担当技術者に管理補助技術者を配置する場合は、管理補助技術者が過去に受けた表彰も可能とする

※イ 管理技術者の同種業務の履行実績が無いものを管理技術者に配置する場合は、担当技術者は、管理技術者の同種業務の履行実績があるもの(管理補助技術者)で記載すること。またその者を必ず配置すること。

- (* 1) 「同種業務」は案件毎に設定し、原則、入札参加資格で求めている業務実績としますが、案件により追加することがあります。
- (* 2) 公園設計は5名以上、下水設計は上下水道部門の技術士【総合技術監理部門含】5名以上とします。
- (* 3) 公園設計・下水設計は対象外とします。
- (* 4) 特殊な案件については、過去10年間とする場合があります。
- (* 5) 技術士の選択科目と同一科目とは、総合技術管理部門の選択科目が技術士の各技術部門において対応する選択科目と同一のものです。
- (* 6) 技術士の技術部門と同一部門とは、総合技術管理部門の選択科目が技術士の各技術部門と同一のものです。
- (* 7) 都市整備部については住宅建築局を除きます。
- (* 8) 大阪港湾局は、大阪港湾局（計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当、泉州港湾・海岸部）発注を対象とします。
- (* 9) 「（一社）建設コンサルタンツ協会」、「（公社）土木学会」、「（公社）日本技術士会」いずれかのCPD認定プログラムを対象とします。

6. 総合評価落札方式による落札者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とします。

（1）評価値の算出方法

評価値の算出方法は、「加算方式」です。

① 価格評価点

下記の計算式により算出した値とします（少数点第5位以下切り捨て）。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times \left[1 - \left\{ \frac{(\text{入札価格} - \text{失格基準価格})}{(\text{予定価格} - \text{失格基準価格})} \right\} \right]$$

② 技術評価点

評価項目に基づき審査・評価を行い、技術評価点（最高55点）を合計し算出します。

$$\text{技術評価点} = \text{技術評価の得点合計}$$

③ 評価値

①と②で算出した価格評価点と技術評価点を合計して算出します。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

（2）価格評価点と技術評価点の配分

総合評価落札方式の種別	価格評価点の配分点	技術評価点の最高点
技術審査型	55点	55点
技術提案型	55点	55点

7. その他の留意事項

（1）評価内容の担保

① 契約書における明記

総合評価落札方式（技術提案型）で落札者を決定した場合、落札者決定の際に履行を求めることとした技術提案については、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らか

にするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとします。

②業務成績点の減点について

(ア) 70 点未満の業務成績点の実績があるにもかかわらず申請をせず、落札決定以降に減点の実績が判明した場合は、業務成績点を5点減点します。

(イ) 「配置技術者の実績」について、評価を受けた場合は、業務期間の当初から配置しなければなりません。なお、業務期間の当初に配置した技術者の途中交代を行う場合は、同等以上の評価がなされる技術者を配置するものとします。

なお、配置技術者の「死亡」による途中交代を行う場合は除きます。

ただし、「死亡」以外の理由により、同等以上の評価ができない者を配置する場合は、その交代日から次年度末まで、大阪港湾局の総合評価方式による公告案件において、配置技術者に係る加点申請を認めないものとし、併せて業務成績点を5点減点します。

(ウ) 管理補助技術者の配置を約した場合、管理補助技術者は管理技術者が出席する発注者との打ち合わせ全てに同席しなければならない（Web 参加可）、違反した場合は業務成績点を5点減点します。

(2) 中立かつ公正な審査・評価の確保

総合評価落札方式の適用にあたっては、大阪府建設工事総合評価等審査会に諮り、学識経験者から意見聴取します。

① 学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式を実施する場合、中立かつ公正な審査・評価を行う観点から、落札者決定基準を定めるときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴きます。

(地方自治法施行令第167条10の2第4項)

② 技術提案に関する機密の保持

総合評価落札方式（技術提案型）を実施するに際しては、発注者は、入札参加者の技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等その取り扱いに留意します。

(3) 総合評価落札方式に関する評価基準及び評価結果等の公表

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、技術審査資料作成要領、技術提案書作成要領等において明記します。

① 手続開始時

総合評価落札方式の適用業務では、共通入札説明書等において以下の事項を明記します。

- a) 総合評価落札方式の適用の旨
- b) 入札参加要件
- c) 入札の評価に関する基準

(7) 評価項目

(1) 評価基準

- ・ 評価項目ごとの評価基準
- ・ 評価項目ごとの最低限の要求要件

(ウ) 得点配分

d) 総合評価落札方式の方法及び落札者の決定方法

② 開札後

総合評価落札方式を適用した業務において、落札者決定後に以下の事項を公表します。
(ただし、入札公告等において技術評価を行わないとされた者の入札は除きます。)

- a) 各入札参加者名
- b) 各入札参加者の入札価格
- c) 各入札参加者の技術評価点
- d) 各入札参加者の評価値

③ 技術審査資料、技術提案の評価結果に対する質問

評価結果について質問事項がある場合は、共通入札説明書及び電子入札公告に定めるところにより、質問書の提出ができます。

用語の定義

品質：

業務成果の品質とともに、施設の性能・耐久性、建設及び維持管理コストへの配慮、工事の効率性（工法選定・工期の短縮等）、環境への配慮、利用者の満足度等の様々な特性も含まれる。

評価値：

落札者を選定するための指標。要求要件を満たし、入札価格が予定価格内であった競争参加者のうち、評価値が最も高い者が落札者として選定される。

技術評価点：

競争参加者の技術提案等に基づき算出する技術力の価値を表す指標。加算方式では、評価項目に基づき審査・評価を行い、各評価点の合計得点が技術評価点となる。

要求要件：

当該業務の目的や設計条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえ、技術的課題に対して競争参加者に求める技術提案等において確保する必要がある条件。

【参考】

令和7年度 建設コンサルタント業務における総合評価落札方式の取組方針の主な改正点

公共事業の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮するため、総合評価の評価内容を以下のとおり見直します。

(1) 優良工事等表彰受賞の回数制限の導入

- ・受賞案件は、大阪港湾局で公告される案件につき契約1回限り有効とします。

(2) 管理技術者の業務実績の見直し

- ・管理技術者の業務実績に担当技術者の実績も含むものとします。

(3) 知識・技術力（資格）配点の見直し

- ・技術士の資格の配点を見直します。

(4) CPD への取組評価

- ・CPD の取組を評価します。

(5) 管理補助技術者の追加

- ・管理技術者の同種業務の履行実績が無いものを管理技術者に配置する場合は、管理技術者の同種業務の履行実績がある管理補助技術者の配置を求めることとします。

お問合せ先

大阪港湾局 泉州港湾・海岸部 総務振興課

TEL：0725-21-7216